

第5次狭山市男女共同参画プランの事業実施状況報告

(令和4年度)

狭 山 市

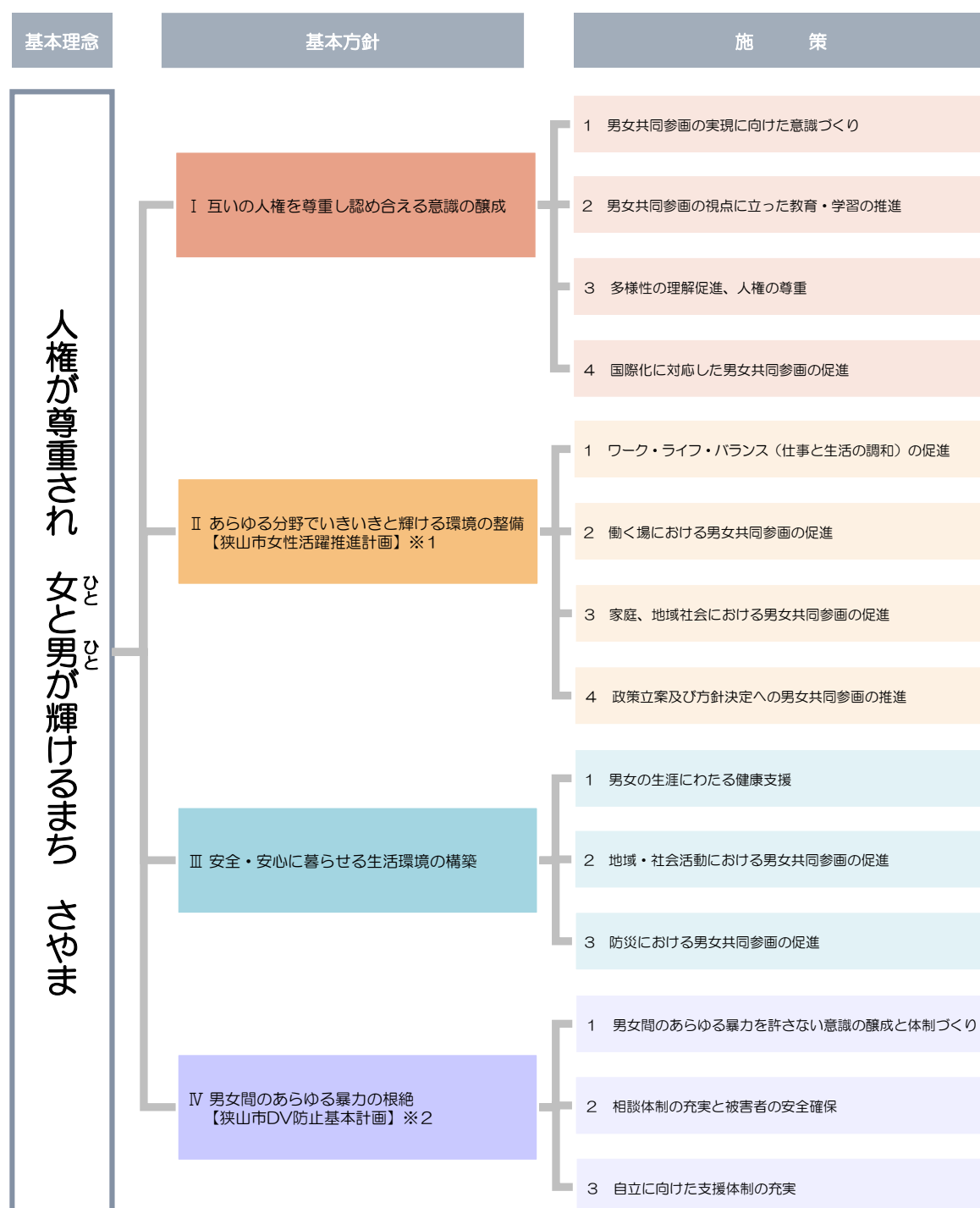
1. 趣 旨

第5次狭山市男女共同参画プラン（計画期間：令和4年度～令和8年度）（以下「第5次プラン」という。）に掲げた各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、狭山市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、令和4年度の事業の実施状況と今後の方向性について施策ごとに報告します。

2. 施策体系

「人権が尊重され ^{ひと}女と男が輝けるまち さやま」の基本理念のもと男女共同参画を推進するための4つの基本方針に14施策、93事業を掲げ、関係部署との連携を図りながら、総合的に施策に取り組みました。

< 施策体系図 >



<施策・事業数>

(単位：件)

	施 策	施策の具体的な内容	具体的な取組み(事業)
基本方針Ⅰ	4	11	26
基本方針Ⅱ	4	11	27
基本方針Ⅲ	3	7	25
基本方針Ⅳ	3	6	15
合 計	14	35	93

3. 事業の評価方法

(1) 評価方法と評価の流れ

狭山市男女共同参画プランを実効性あるものとするため、市施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

担当課は、担当施策等の実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮度の度合いを評価し、男女共同参画センターへ報告します。

男女共同参画センターでは、この報告を取りまとめ、担当課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

(2) 事業担当課による評価方法

担当課は、下記の「配慮度視点項目」の各項目について、「十分に配慮」「配慮」「多少配慮」「配慮できなかった」「評価対象に該当しない」で評価します。その配慮度視点項目の評価をもとに、配慮度(%)を算出し、配慮度に応じて「A～E」の5段階の評価を行います。担当課が実施した事業の評価については、別紙「第5次狭山市男女共同参画プラン事業の担当課による評価値」のとおりです。

評 価	A	B	C	D	E
配慮度	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	40%未満

[配慮度視点項目]

- ①事業の企画・立案・実施にあたり男女双方の意見がとりいれられているか。
- ②事業の対象者を男女ともに想定し、現状やデータを男女別に行っているか。
- ③男女にとって利用・参加しやすい配慮をしているか。
- ④広報・印刷物などが、男女共同参画に配慮した表現になっているか。
- ⑤事業効果が男女双方に及ぶよう配慮しているか。

4. 事業の評価結果

第5次プランに位置づけた、具体的な取り組み93事業における令和4年度に担当課が実施した総事業数は221件となりました。担当課で実施されたものについては、別紙「第

5次狭山市男女共同参画プラン事業の担当課による評価値」にまとめてあり、その中の評価を集計したものが、3頁の表になっています。

実施した事業の評価結果は、基本方針Ⅰ～ⅣいずれもA評価が最も多く、全体でも50%を超える結果となっています。

なお、各事業の実施状況の詳細については、「令和4年度第5次狭山市男女共同参画プランの事業実施状況」として、市公式ホームページに掲載します。

【事業の評価結果（令和4年度）】

（参考）

評価	配慮度	基本方針				合計	割合	令和3年度 評価結果
		I	II	III	IV			
A	90%以上	件 34	件 38	件 58	件 27	件 157	% 71.0	52.0
B	80%以上 90%未満	4	12	17	9	42	19.0	29.0
C	60%以上 80%未満	3	6	0	3	12	5.4	9.7
D	40%以上 60%未満	0	1	0	0	1	0.5	0.0
E	40%未満	0	1	0	0	1	0.5	0.0
—	—	2	3	3	0	8	3.6	9.3
合 計		43	61	78	39	221	100.0	100.0

* 「評価」欄の「—」は、担当課が複数課に渡っており評価が困難なもの、実務は他課に係る事業であるため担当課での評価が困難なもの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし評価できなかったもの等で、評価対象外としたもの

5. 基本方針の成果目標の達成状況

第5次プランに掲げた15の成果目標の成果目標達成状況は、次の表のとおりです。



進捗状況の凡例

 現状値(令和2年度)より改善

 現状値(令和2年度)から横ばい

 現状値(令和2年度)より後退

○基本方針Ⅰに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和4年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
1	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合(そう思わない+どちらかといえばそう思わない)【男女共同参画センター】	69.8%	76.2%	—	80.0%	—
2	男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数【男女共同参画センター】	414人	34人	366人	770人	
3	人権教育に関する事業への参加者数【社会教育課】	4,070人	2,352人	3,675人	4,800人	

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和4年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
4	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)という言葉と意味を知っている人の割合【男女共同参画センター】	—	65.1%	—	80.0%	—

※網掛け部分の実績値は、市民意識調査実施時のみ算出する数値である

【基本方針Ⅰに関する成果目標達成状況の概要】

「男女共同参画に関する講演会、セミナーなどの延べ参加者数」「人権教育に関する事業への参加者数」の現状値は、新型コロナウイルス感染拡大防止により事業の中止や制限を行った影響により低い数字での計上となっています。令和4年度は事業の再開が進んだため、参加者数はそれぞれ増加しています。

○基本方針Ⅱに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和4年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
5	保育施設待機児童数(年度当初時点)【保育幼稚園課】	69人	19人	12人	0人	
6	学童保育室待機児童数(年度当初時点)【青少年課】	52人	55人	80人	0人	
7	働き方に関する講座の参加者数【男女共同参画センター・産業振興課】	57人	68人	15人	80人	
8	認知症サポーター養成人数(累計)【介護保険課】	6,993人	11,687人	12,516人	17,687人	
9	審議会等における女性委員の登用率【総務課】	28.8%	31.6%	33.2%	40.0%	
10	市職員の課長相当職に占める女性の割合*【職員課】	6.2%	13.8%	18.75%	15.0%	

*課長相当職に指導主事は含まない


【基本方針Ⅱに関する成果目標達成状況の概要】

「保育施設待機児童数」は、現状値と比較し7人減となりましたが、「学童保育室待機児童数」は25人増となりました。

「働き方に関する講座の参加者数」については、53人の減、「認知症サポーター養成人数」は累計で829人の増となりました。

「審議会等における女性委員の登用率」は1.6ポイント、「市職員の課長相当職に占める女性の割合」は4.95ポイント増加しており、政策立案や方針決定への男女共同参画が推進されています。

○基本方針Ⅲに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和4年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
11	乳がん検診の受診率【保健センター】	—	17.4%	20.7%	22.0%	
12	健康づくり講演会の参加者数【健康づくり支援課】	245人	—	—	250人	—
13	地域活動・社会活動を「特にしていない」と回答する割合【男女共同参画センター】	50.7%	50.0%	—	45.0%	—
14	自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数【危機管理課】	1人	—	—	20人	—

※網掛け部分の実績値は、市民意識調査実施時のみ算出する数値である

【基本方針Ⅲに関する成果目標達成状況の概要】

「乳がん検診の受診率」は、現状値と比較し3.3ポイントの増となっています。

「健康づくり講演会の参加者数」「自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業を中止したため、令和4年度の実績値は非表示となります。

○基本方針Ⅳに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和4年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
15	DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合【男女共同参画センター】	58.9%	47.1%	—	60.0%	—

※当実績値は、市民意識調査実施時のみ算出する数値である

6. 総評

基本方針Ⅰについては、各種事業の再開が進み、参加者数も戻りつつありますが、新しい生活様式を踏まえた事業を検討し、より一層、男女共同参画への意識の醸成を図っていきます。

基本方針Ⅱについては、保育施設の待機児童数は減少したものの、学童保育室の待機児童数は増加しました。また、審議会等における女性委員の登用率や市職員の課長相当職に占める女性の割合は増加しています。引き続き、あらゆる分野で男女が対等な立場で地域や社会に積極的に参画するための施策に取り組んでいきます。

基本方針Ⅲについては、乳がん検診の受診率は増加傾向となっています。引き続き、がん検診の早期受診に向けた啓発、講演会や講座への参加に向けた広報や啓発を推進していきます。

基本方針Ⅳについては、より一層のDV防止啓発や相談窓口の周知に取り組んでまいります。